別表第二を次のように改める。

別表第二

増改築等工事証明書

証明申請者	住　所	
	氏　名	
家屋番号及び所在地		
工事完了年月日		

Ⅰ．所得税額の特別控除

１．償還期間が10年以上の住宅借入金等を利用して増改築等をした場合（住宅借入金等特別税額控除）

（１）実施した工事の種別

第１号工事	□１　増築　□２　改築　□３　大規模の修繕　□４　大規模の模様替	
第２号工事	１棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 □１　床の過半の修繕又は模様替　□２　階段の過半の修繕又は模様替 □３　間仕切壁の過半の修繕又は模様替　□４　壁の過半の修繕又は模様替	
第３号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 □１　居室　□２　調理室　□３　浴室　□４　便所　□５　洗面所　□６　納戸 □７　玄関　□８　廊下	
第４号工事（耐震改修工事）	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 □１　建築基準法施行令第３章及び第５章の４の規定 □２　地震に対する安全性に係る基準	
第５号工事（バリアフリー改修工事）	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 □１　通路又は出入口の拡幅　□２　階段の勾配の緩和　□３　浴室の改良 □４　便所の改良　□５　手すりの取付　□６　床の段差の解消 □７　出入口の戸の改良　□８　床材の取替	
第６号工事（省エネ改修工事）	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替 □１　全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 □２　全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 □３　全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 上記１から３のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 □４　天井等の断熱性を高める工事　□５　壁の断熱性を高める工事 □６　床等の断熱性を高める工事
		地域区分：□１　１地域　□２　２地域　□３　３地域　□４　４地域　□５　５地域　□６　６地域　□７　７地域　□８　８地域
		改修工事前の住宅が相当する断熱性能等級：□１　等級１　□２　等級２　□３　等級３